

えひめツーキニスト支援制度実施要領

(目的)

第1条 自転車ツーキニストとしてえひめツーキニストクラブ会員に登録している者（以下「クラブ会員」という。）及び自転車によるエコ通勤を推進する自転車ツーキニスト推進事業所（以下「推進事業所」という。）に対し、商品割引等の特典を付与する飲食店、小売店、宿泊保養施設、教育福祉施設、金融機関、その他の事業所等（以下「事業所等」という。）をえひめツーキニスト応援隊（以下「応援隊」という。）として登録する制度を構築することにより、自転車通勤を促す環境を整備し、もって自転車を活用したライフスタイルへの転換と二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とする。

(制度概要)

第2条 制度の目的に賛同する事業所等を応援隊として登録するのは、県民環境部環境局環境政策課長（以下「管理者」という。）が行い、管理者は、愛媛県ホームページ等に登録内容を掲載するなどして広報に努めるものとする。

- 2 クラブ会員向けに特典を付与する応援隊は、クラブ会員が当該事業所等を利用した際、会員証を提示した時は、商品割引等の特典を付与するものとする。
- 3 管理者は、推進事業所向けに特典を付与する応援隊と推進事業所をマッチングし、応援隊は条件に合った推進事業所に対し、特典を付与するものとする。

(個人情報保護)

第3条 応援隊は、この要領に基づきクラブ会員及び推進事業所に特典を付与するために個人情報を取り扱う場合は、個人の権利及び利益を侵害しないよう適正に取り扱わなければならない。

(登録申請)

第4条 応援隊の登録を受けようとする事業所等は、管理者にえひめツーキニスト応援隊登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を提出するものとする。

(登録)

第5条 管理者は、事業所等から前条の規定による登録申請を受けた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応援隊として登録するものとする。

- (1) 登録申請書の内容に虚偽の記載があったとき。
- (2) 付与しようとする特典が、法令等に違反したり、制度の目的にふさわしくないと認められるとき。
- (3) その他応援隊としてふさわしくないと認められるとき。

- 2 管理者は、応援隊として登録するときは、えひめツーキニスト応援隊登録台帳（様式第2号。以下「登録台帳」という。）に搭載するとともに、申請があった事業所等に対し、えひめツーキニスト応援隊登録通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(登録変更)

第6条 応援隊は、登録申請書の内容に変更が生じる時は、事前に管理者にえひめツーキニスト応援隊登録変更届出書（様式第4号。以下「登録変更届出書」という。）を提出するものとする。

2 管理者は、登録変更届出書の内容が適当と認めるときは、登録台帳、愛媛県ホームページ等の内容を変更するものとする。

(登録抹消)

第7条 応援隊は、廃業その他の事情により応援隊の登録を抹消したいときは、事前に管理者にえひめツーキニスト応援隊登録抹消届出書（様式第5号。以下「登録抹消届出書」という。）を提出するものとする。

2 管理者は、登録抹消届出書が提出されたときは、登録台帳、愛媛県ホームページ等から削除するものとする。

(登録取消)

第8条 管理者は、応援隊が次の各号のいずれかに該当する場合は、応援隊の登録を取り消すことができる。

(1) この要領の規定に違反したとき。

(2) 登録申請書又は登録変更届出書に虚偽の記載があったとき。

(3) その他応援隊としてふさわしくないと認められるとき。

2 管理者は、前項の規定により登録を取り消したときは、応援隊に対し、えひめツーキニスト応援隊登録取消通知書（様式第6号）を交付するとともに、登録台帳、愛媛県ホームページ等から削除するものとする。

(紛議等の解決)

第9条 応援隊は、クラブ会員及び推進事業所に対し、適正に特典を付与し、紛議等が生じないように努めなければならない。

2 応援隊は、クラブ会員及び推進事業所との間で紛議等が生じたときは、応援隊の責任のもと必要な措置を講じるものとする。

(交通違反等防止の注意喚起等)

第10条 応援隊は、クラブ会員及び推進事業所に対し、飲酒運転を始めとする交通違反及び交通事故の防止に関する注意喚起に努めるものとする。

2 応援隊は、事業所内にポスターを掲出するなど自転車安全利用に関する啓発に可能な限り協力するものとする。

(助言等)

第11条 管理者は、応援隊に対して自転車に関する必要な助言及び情報の提供を行うことができる。

(事務局)

第12条 この要領に関する事務局は、愛媛県県民環境部環境局環境政策課に置く。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、えひめツーキニスト支援制度の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

えひめツーキニスト応援隊登録申請書

平成 年 月 日

愛媛県県民環境部環境局環境政策課長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

えひめツーキニスト支援制度実施要領第4条の規定に基づき、えひめツーキニスト応援隊の登録を申請します。

業種	飲食店・小売店・宿泊保養施設・教育福祉施設・金融機関 その他の事業所（ ） (○で囲んでください。その他の事業所の場合は、()内に業種を記載してください。)		
ふりがな			
事業所名			
所在地	〒		
電話番号			
HPアドレス	(ホームページがない場合は、記入の必要はありません。)		
営業日・時間			
定休日			
特典内容	クラブ 会員 向け		
	推進 事業所 向け		
担当者職・氏名 (公開されません)			
担当者連絡先 (公開されません)	TEL	— —	FAX — — E-mail

- (注1) 特典内容に関する資料等を、別途添付していただいても結構です。
- (注2) 登録申請書の内容は、愛媛県ホームページ等で広報します。
- (注3) 県ホームページ等の広報媒体掲載用に企業ロゴや店舗の写真等を併せてご提出いただきますようお願いいたします。

様式第3号（第5条関係）

平成 年 月 日

所在地

氏名 様

愛媛県県民環境部環境局環境政策課長

えひめツーキニスト応援隊登録通知書

貴事業所をえひめツーキニスト応援隊として登録しましたので、えひめツーキニスト支援制度実施要領第5条第2項の規定に基づき、通知します。

様式第4号（第6条関係）

えひめツーキニスト応援隊登録変更届出書

平成 年 月 日

愛媛県県民環境部環境局環境政策課長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

えひめツーキニスト支援制度実施要領第6条の規定に基づき、えひめツーキニスト応援隊の登録変更を届け出ます。

※ 変更が生じた項目のみを記載してください。

業種	飲食店・小売店・宿泊保養施設・教育福祉施設・金融機関 その他の事業所（ ） （○で囲んでください。その他の事業所の場合は、（ ）内に業種を記載してください。）		
ふりがな			
事業所名			
所在地	〒		
電話番号			
HPアドレス	（ホームページがない場合は、記入の必要はありません。）		
営業日・時間			
定休日			
特典内容	クラブ 会員 向け		
	推進 事業所 向け		
担当者職・氏名 （公開されません）			
担当者連絡先 （公開されません）	TEL	— —	FAX — — E-mail

（注1） 特典内容に関する資料等を、別途添付していただいても結構です。

（注2） 登録申請書の内容は、愛媛県ホームページ等で広報します。

（注3） 県ホームページ等の広報媒体掲載用に企業ロゴや店舗の写真等を併せてご提出いただきますようお願いいたします。

様式第5号（第7条関係）

えひめツーキニスト応援隊登録抹消届出書

平成 年 月 日

愛媛県県民環境部環境局環境政策課長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

㊞

えひめツーキニスト支援制度実施要領第7条の規定に基づき、えひめツーキニスト応援隊の登録を抹消したいので届け出ます。

登録番号	
ふりがな	
事業所名	
抹消理由	

平成 年 月 日

所在地

氏名 様

愛媛県県民環境部環境局環境政策課長

えひめツーキニスト応援隊登録取消通知書

平成 年 月 日、 様をえひめツーキニスト応援隊として登録
しましたが、下記の理由により登録を取り消しますので、えひめツーキニスト支援制
度実施要領第8条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1 取消理由

えひめツーキニスト支援制度実施要領第8条第1項 号に該当するため。